

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	林業の成長産業化に関する税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、関連法令の改正を含めて検討しており、その内容を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。 	
関係条文	[]	
減収見込額	[初年度] 精査中（ - ） [平年度] 精査中（ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>林業の成長産業化を実現するためには、森林資源の循環利用が必要。一方、森林所有者の経営意欲が減退し、伐採後の再造林等の適切な森林管理が行われていないため、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化していく。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月の「未来投資戦略2017」において、林業の成長産業化と森林の適切な管理について新たに講ずべき具体的政策として「森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者へ集積・集約するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。」と明記。 さらに、平成29年6月の「規制改革実施計画」においても、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策・について、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。」と明記され、実施時期を「平成29年検討・結論。結論を得次第速やかに措置」と明記。 	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用 森林の有する多面的機能の発揮</p>				
	政策の達成目標	—				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—				
同上の期間中の達成目標	—					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	—				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—